

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 瀬 田 正 夫 埼玉県久喜市六万部十四番地